

令和 7 年 7 月

第 1 回尼崎市議会臨時会議案

目

次

< 報告 >

報告第 3 号 専決処分について（尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例）

< 予算 >

議案第 69 号 令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 70 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

報告

報告第3号

専決処分について

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について、令和7年6月5日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和7年7月8日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例

尼崎市選挙公営条例（平成5年尼崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条の4及び第6条の5中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条第1号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改め、同条第2号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市選挙公営条例第6条の4、第6条の5及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される尼崎市議会議員又は尼崎市長の選挙について適用し、同日前にその期日が告示された当該選挙については、なお従前の例による。

（説 明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、条例改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第 69 号

令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 890,954 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 243,360,954 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 8 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		64,342,373	252,892	64,595,265
	10 国庫補助金	11,262,873	252,892	11,515,765
65 繰越金		1	638,062	638,063
	05 繰越金	1	638,062	638,063
歳入合計		242,470,000	890,954	243,360,954

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		20,269,102	853,118	21,122,220
	05 総務管理費	15,657,609	853,118	16,510,727
30 農林水産業費		313,911	37,836	351,747
	05 農業費	313,911	37,836	351,747
歳出合計		242,470,000	890,954	243,360,954

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

歳入
65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	1	638, 062	638, 063			
05 項 繰 越 金	1	638, 062	638, 063			
05 目 繰 越 金	1	638, 062	638, 063	繰 越 金	638, 062	○（資産統括局） 補正財源として繰越金を補正 638, 062

議69-6

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	20,269,102	853,118	21,122,220	特定財源 252,892 一般財源 600,226			
05 項 総務管理費	15,657,609	853,118	16,510,727	特定財源 252,892 一般財源 600,226			
05 目 一般管理費	7,673,891	3,118	7,677,009	一般財源 3,118	1 報 酬	1,832	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員 3,018 ）（経済環境局） ○ その他諸経費 100 食料品等の価格高騰により家計への負担が増 している状況を踏まえた、全世帯を対象とす る「お米券」の配布に伴う補正
					3 職員手当等	689	
					4 共 済 費	497	
					8 旅 費	100	
70 目 諸 費	3,298,839	850,000	4,148,839	国庫支出金 252,892 一般財源 597,108	10 需 用 費	627,000	○ 物価高騰対策生活応援事業費（経済環境局） 850,000 食料品等の価格高騰により家計への負担が増 している状況を踏まえた、全世帯を対象とす る「お米券」の配布に伴う補正
					11 役 務 費	20,493	
					12 委 託 料	193,898	
					13 使用料及び 賃借料	4,209	
					14 工事請負費	4,300	

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					17 備品購入費	100	

議 69-8

歲 出

30 農林水産業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 款 農林水産業費	313,911	37,836	351,747	特定財源 0 一般財源 37,836			
05 項 農 業 費	313,911	37,836	351,747	特定財源 0 一般財源 37,836			
30 目 農業公園費	195,241	37,836	233,077	一般財源 37,836	14 工事請負費	37,836	○ 農業公園魅力向上事業費（経済環境局） 農業公園の再整備における整備内容の変更に 伴う補正

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費						共 済 費			合 計		備 考						
				報 酬		給 料		職 員 手 当												計	
補 正 後		(2,714) 2,943		4,055,973		11,404,795		10,782,593		26,243,361		4,922,235			31,165,596						
補 正 前		(2,712) 2,943		4,054,141		11,404,795		10,781,904		26,240,840		4,921,738			31,162,578						
比 較		(2) -		1,832		-		689		2,521		497			3,018						
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	6,377,390	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490			
	補 正 前	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	6,376,701	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490			
	比 較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	689	-	-	-	-	-		
備 考																					

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議69-10

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費					共 済 費			合 計		備 考					
				給 料		職 員 手 当		計											
補 正 後		(48) 2,943		11,404,795		9,453,775		20,858,570			4,078,904		24,937,474						
補 正 前		(48) 2,943		11,404,795		9,453,775		20,858,570			4,078,904		24,937,474						
比 較		(-) -		-		-		-			-		-						
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別	初 任 給 調 整	退 職 手 当	
	補 正 後	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	5,048,572	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490	
	補 正 前	302,143	1,080,503	250,144	261,228	157,025	862,682	218,981	1,155	572	59,081	232,522	5,048,572	1,780	6,145	9,750	11,002	950,490	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費						共 済 費		合 計		備 考							
				報 酬		給 料		職 員 手 当												計	
補 正 後		(2,666)		4,055,973				1,328,818		5,384,791		843,331		6,228,122							
補 正 前		(2,664)		4,054,141				1,328,129		5,382,270		842,834		6,225,104							
比 較		(2)		1,832				689		2,521		497		3,018							
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後												1,328,818								
	補 正 前												1,328,129								
	比 較												689								
備 考																					

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議69-12

(2) 一般職の職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	689	物価高騰対策生活応援事業の実施に伴う増加分	689	期末勤勉手当

条 例

議案第 70 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 7 月 8 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「基準は」を「基準（家庭的保育事業等に係るものに限る。）は」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）

第 7 条 法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準（乳児等通園支援事業に係るものに限る。）は、次項から第 4 項までに規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令第 6 条及び第 25 条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 一般型乳児等通園支援事業（府令第 20 条第 2 項に規定する一般型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から 2 年を経過しない者に限る。以下この項において「指定講習修了者」という。）をその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所に常時配置するよう努めなければならない。ただし、当該一般型乳児等通園支援事

業と保育所、幼稚園、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されているとき（市長が必要と認める体制が確保されている場合に限る。）は、この限りでない。

３ 第３条第３項、第６項及び第７項並びに第５条第３項、第５項及び第６項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、第３条第４項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所について準用する。

４ 余裕活用型乳児等通園支援事業（府令第２０条第３項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所の設備及び運営の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。

(1) 保育所（次号に該当する施設を除く。） 次条並びに付則第４項及び第５項に規定する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 認定こども園（次号に該当する施設を除く。） 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成２６年尼崎市条例第２８号。以下「認定こども園条例」という。）第３条及び付則第２項に規定する要件

(3) 認定こども園法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園 認定こども園条例第４条に規定する基準

(4) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所 前条に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

付則第４項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。